一六　ワーキング・ホリデー制度の修正に関する日本国政府とオーストリア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二三　二
一七　コンゴ民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二三　二
一八　食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二
一九　紛失の届出により失効した旅券の告示　二三　13　五
二〇　外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二三　二
二一　ワーキング・ホリデー制度の修正に関する日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の口上書の交換に関する件　二九　一
二二　パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　三〇　六
二三　ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　七
二四　マラウイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　七
二五　不正取得された無効旅券の告示　三一　二
二六　高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約の効力発生に関する件　三一　20　三一
○財務省
一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　四　1　七六
二—政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　二
六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　二
七　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　五
八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　五
九—国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　6　一
一五　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　6　七
一六　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　6　七
一七—個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一二　6　七
一九　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件　二二　二
二〇　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　九
二一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　17　一
二三　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの輸入数量を告示する件　二　三
二四　平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　三
二五　平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　三
二六　平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　三
二七　関税暫定措置法別表第一の六の四の項に係る物品についての平成二十九年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　三一　三
○財務省、農林水産省
一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二五　二
○文部科学省
一　技術士法第十一条第一項の規定に基づき指定試験機関を指定した件の一部を改正する件　四　六
二　技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件の一部を改正する件　四　六
三　大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第二条の規定により大学等の課程を認定した件　四　九
四　学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示　二六　九
五　大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示　二六　16　一八三